

第2次皆野町地球温暖化対策実行計画

(事務・事業編)

平成26年度～平成30年度

平成26年3月

埼玉県皆野町

目次

はじめに

第1章 基本的事項

1. 計画目的……………3
2. 基準年度・計画期間・目標年度……………3
3. 対象範囲……………3
4. 対象とする温室効果ガス……………4

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量……………4
2. 要因別の排出状況……………4
3. 削減目標……………4

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入等……………5
2. 施設設備の改善等……………5
3. 物品購入等……………6
4. その他の取組……………6

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制……………7
2. 点検体制……………7
3. 進捗状況の公表……………7

はじめに

今日の我が国における経済社会の発展は、私たちの生活に豊かさや利便性をもたらしたものの、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、大気汚染や水質汚濁など都市型・生活型公害を引き起こし、生活環境や自然環境への影響が無視できないものとなっています。また、社会経済活動の急速なグローバル化などにより、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の環境問題が顕在化している。

こうした環境問題の中で温室効果ガスによる地球温暖化については、その影響が広域化及び長期化し、地域から地球規模にまで及ぶ問題として深刻視されている。

こうした動きを受けて我が国では、1998年（平成10年）10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）を制定し、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくことを決めた。

地球温暖化対策推進法第21条の規定により、地方公共団体においては、その事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画（実行計画）を策定し、公表すると共に、毎年の実施状況についても公表することが義務付けられている。

皆野町では、こうした状況を踏まえて、平成21年1月に地球温暖化への更なる積極的な取り組み対応として、二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制のための具体的な計画である「皆野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定した。

歴史的・地理的にも同一の地域特性をもつちちぶ圏域では、皆野町ほか1市3町で「ちちぶ環境基本計画（平成24年12月）」を策定し、併せて「ちちぶ地球温暖化対策実行計画（地域施策編）」を盛り込んだ計画とした。

これを受け、平成34年度を目標年度とする当該計画の削減目標を鑑み、「第2次皆野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定した。

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。皆野町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を平成24年度とし、計画期間を平成26年度～平成30年度までの5年間とする。

目標年度については、平成30年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業についても可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

(対象施設一覧)

施設名	施設名
皆野町役場庁舎	皆野町立皆野中学校
消防団器具置場（皆野町）	皆野町立皆野幼稚園
皆野町町営バス車庫	皆野スポーツ公園（教育委員会）
皆野町わく・ワクセンター	皆野町文化会館
観光トイレ（皆野町）	皆野総合センター
皆野町水と緑のふれあい館	皆野町柔剣道場・学童保育所
皆野町立学校給食センター	皆野町勤労福祉センター
皆野町立皆野小学校	皆野町弓道場

皆野町立国神小学校	皆野町町民運動公園
皆野町立三沢小学校	皆野町国神学童保育所

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

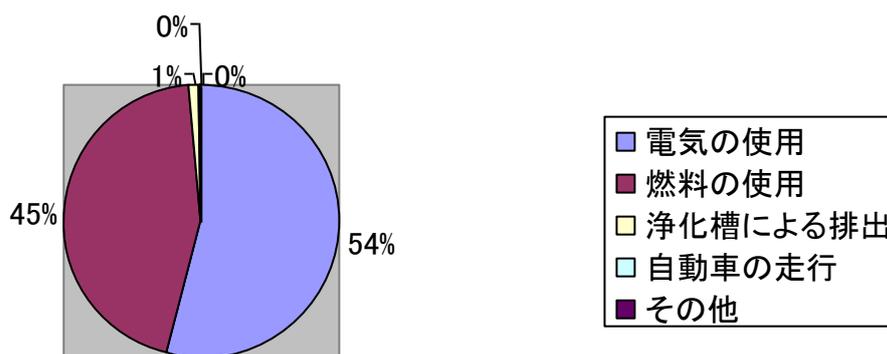
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

皆野町の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、1,060,199kg-CO₂である。

区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	1,060,199

2. 要因別の排出状況

基準年度である平成24年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、他人から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の54%を占め、次いで燃料（ガソリン・軽油）の使用が45%、この双方で全体の99%を占めている。



3. 削減目標

平成24年度を基準年として、計画期間の最終年度である平成30年度の二酸化炭素排出量を、5%（53,010kg-CO₂）削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成 2 4 年度	削減目標	目標年度排出量 平成 3 0 年度
二酸化炭素 (CO ₂)	1,060,199kg-CO ₂	5 %	1,007,189kg-CO ₂

第 3 章 具体的な取組

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入等

<実績>

- ・皆野町立国神学童保育所に、太陽光発電を平成 2 2 年度に導入。
- ・皆野町立皆野中学校に、太陽光発電を平成 2 2 年度に導入。

<目標>

- ・施設更新時は、太陽光発電を積極的に導入。

2. 施設設備の改善等

<実績>

- ・役場本庁舎の冷暖房設備更新を、平成 2 3 年度で実施。
(灯油ボイラー設備→電気空調設備)
- ・公用車として、低排出ガス車は平成 1 3 年度、ハイブリッド車等は平成 2 2 年度から順次導入。
- ・防犯灯の LED 化を、平成 2 4 ・ 2 5 年度で実施。(町内全域)
- ・皆野町立学校給食センター(給食運搬車)に、廃食用油による B D F (ハイデージェル燃料) を平成 2 5 年度に導入。
- ・冷暖房設備の設定温度は、適正温度とする。(参考：夏 2 8℃ 冬 2 0℃)

<目標>

- ・施設の更新(新築、改築等)時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス(ペアガラス、二重ガラス等)を導入する。
- ・高効率照明(LED等)への入れ替えを順次行う。
- ・公用車更新時は、軽自動車、小型車、低燃費車、ハイブリット車等の導入を図る。
- ・公共施設の緑化を推進する。

3. 物品購入等

<実績>

- ・リサイクル用紙の購入。
- ・裏面余白用紙の再利用を図る。

<目標>

- ・電気製品等の新規購入または買い替え時、レンタル時は、省エネルギータイプまたは環境負荷低減商品の導入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・計画的・効果的な事務処理に努め、夜間の超過勤務の削減を図り、照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯または時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、給湯室等は、常時消灯とし、利用時のみの点灯とする。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源を切り、待機電力を削減する。
- ・OA機器等の計画的な使用制限を実施し、機器の共用化に努める。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車等使用時は、アイドリングストップを原則とする。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用または修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器は、原則として購入しない。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心掛ける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、管理職等の構成員をもって組織する。
計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

各課及び各出先機関に1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、事務局と点検し、計画の総合的な推進を図る。

(3) 事務局

事務局を町民生活課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。

2. 点検体制

「事務局」は、「推進担当者」をとおり、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回「広報みなの」及びHP等により公表する。

第2次皆野町気球温暖化対策実行計画

平成26年3月策定

369-1492

埼玉県秩父郡皆野町大字皆野1420-1

TEL 0494-62-1232 (直通)

FAX 0494-62-2791 (総務課着信)

E-mail : info@town.minano.saitama.jp